

令和元年 第10回総務経済常任委員会会議録

令和元年11月28日 第1委員会室

○事 件

町長報告事項

- (1) 八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）について（総務課）

協議事項

- (1) 行政視察調査報告書（案）について
- (2) 所管事務継続調査中間報告書（案）について

○出席委員（6名）

委員長	三 澤 公 雄 君	副委員長	牧 野 仁 君
	横 田 喜世志 君		大久保 建 一 君
	田 中 裕 君		宮 本 雅 晴 君

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（0名）

○出席説明員（2名）

総務課長	三 澤 聡 君	総務課長補佐	相 木 英 典 君
------	---------	--------	-----------

○出席事務局職員

事務局長	井 口 貴 光 君	事務局次長	成 田 真 介 君
------	-----------	-------	-----------

[開会 午前11時10分]

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（三澤公雄君） それでは、第12回の総務経済常任委員会をはじめます。挨拶は割愛いたしまして、早速事件の所管課報告をお願いいたします。

◎ 所管課報告事項

○委員長（三澤公雄君） 総務課から、八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について、説明をお願いします。

○総務課長（三澤 聡君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 今申し上げました、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案についてということでございますけれども、このことにつきましては、6月6日開催の常任委員会で会計年度任用職員制度の概要についてとゆうことで報告をさせていただいております、その際に9月の第3回定例会にですね、条例案を上程する予定だとうことで報告をさせていただいておりますけれども、この条例案の設計にですね、時間を要することになりまして、今回の第4回定例会にですね、条例案を上程するということになりました。まず、お詫びを申し上げます。それで、制度について皆様方にご報告させていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。それでは説明の方は、担当の補佐の方から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○総務課長補佐（相木英典君） 委員長。総務課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（相木英典君） それでは、私の方からご説明申し上げます。まず、課長からも説明ありましたけれども、当初皆様に報告しておりました条例提案時期を9月としておりましたけれども、制度構築に相当の時間がかかりまして、12月までずれ込んでしまいましたことは、深く反省しお詫び申し上げたいと申します。大変申し訳ございませんでした。それでは、説明にあたっては、6月に開催されました総務経済常任委員会での説明内容と重複した部分もあろうかと思いますが再度ご説明申し上げます。

この度の「八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の新規制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法が改正されまして、令和2年4月1日から会計年度任用職員の任用に関する事項について施行されることとなりました。その改正に伴い、現在雇用している臨時職員をすべて会計年度任用職員として任用することが求められましたことから、新規条例を制定し法改正に対応していくものであります。資料の説明をいたします。

「1新規制定の趣旨・必要性」ですが、ただいまご説明申し上げました。地方公務員法及び地方自治法が改正されまして、会計年度任用職員の給与に関し、必要な事項を定めることが求められました。「必要性・背景」であります。地方行政の重要な担い手となっています臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、臨時的任用の厳格化や一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化のため会計年度任用職員に関する規定が設けられました。「2新規制定及び改正する条例」であります。新規制定する条例は「八雲町会計年度任用職員の給与及び費用

弁償に関する条例」であります。また関連で、改正しようとする条例は、「八雲町職員定数条例」「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」「八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」「八雲町一般職員の給与に関する条例」の4本であります。「3条例の内容」であります。が、(1) 会計年度任用職員の給与に関する規定の新設ですが、新たに制度化される一般職の会計年度任用職員に係る給与・報酬について必要な規定を設けることとなります。規定する任用形態であります。フルタイム又はパートタイムとしております。任期につきましては、1会計年度内としております。ただし再度の任用が可能です。給与・報酬水準ですが、「職務の内容や責任の度合い」「職務遂行上必要となる知識・技術」「給料表の適用を受ける職員との権衡」を考慮し定めることとしております。支給いたします手当等ですが、フルタイムについては、通勤、特殊勤務、時間外勤務等、宿日直、主任、期末、勤勉、寒冷地手当としております。パートタイムは、期末、勤勉、寒冷地手当、そして費用弁償としております。支給方法ですが、フルタイムは月額制とし、パートタイムは月額、日額、時間額制といたします。以上が制度の概要であります。(2) といたしまして、既存条例の改正であります。先ほどご説明いたしました関連する4つの条例の改正を行います。「4施行期日」ですが、令和2年4月1日としております。

以上で資料の説明を終わりますけれども、この制度構築にあたりまして最も重要視いたしましたことは、会計年度という新たな制度ができるということですが、現状の臨時職員の制度を維持していこうと、現在雇用している臨時職員の方が不利益にならないような制度にしていこうということを進めさせてもらいました。ご理解いただきたいともいます。条例制定のご承認をいただきましたら、今後は、スムーズな制度移行・及び運用を行ってまいりますので、よろしく願い申し上げます。以上で説明を終らせていただきます。

○委員長（三澤公雄君） 報告が終わりました。質疑、ご意見はございませんか。

○委員（田中 裕君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） はい。田中委員。

○委員（田中 裕君） 今の説明の中で、9月の定例会に間に合わせるようにやったんだけど間に合わなかったと。それで12月までずれ込むと。この時間のかかった最大の問題点というのは何があったのかなと。

○総務課長補佐（相木英典君） 委員長。総務課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（相木英典君） まず一つ目といたしましては、現状の臨時職員の制度と、国がある程度示している方針の結び付けをどのようにしていくかというところであります。国の方である程度方針を示してはありますが、やはりその分うちの臨時職員の制度と若干のずれがあるとゆうことで、どのように適切な制度構築をしていくかというところが、まず一点かかったところでありまして、二つ目につきましては、新規で条例を制定するというところでありますので、他町の状況、他町それぞれで条例を制定しますが、他町の状況の現状把握をしておりました。それで現在北海道79市町村ありますけれども、条例制定しているのは30団体で、ほかはこの12月の定例会において条例を制定するというような現状であります。他の市町村の状況、道内の市町村の状況をですね、確認しつついろいろな状況をですね、想定し考えておりました。その点がですね、制度構築に時間を要したということでありまして、大変申し訳ございませんでした。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） はい。田中委員。

○委員（田中 裕君） それでね、今の説明で現状の町の臨時職員と国の方向性が若干のずれがあるということは、どのようなずれなのかな。そこの差をちょっと説明して。

○総務課長補佐（相木英典君） 委員長。総務課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（相木英典君） 国が示しておりますものと、八雲町職員としてのずれというところでありますけども、手当の種類。八雲町の臨時職員というのは、長年の労使交渉にあって組合側として勝ち取ってきた手当てだとかですね、待遇だとかという部分がありますけども、うちは国よりも待遇の面ではいいという部分がありました。そういう部分でありますとかですね、新制度が始まって国の方の方針としてはですね、新制度が始まるということでもありますから、そこからまた臨時職員は1からスタートですよとゆうところでの法改正があつてですね、4月から1からスタートという部分がありますけども、1からスタートということになりますと、いわば6月に貰う期末勤勉手当については、当然在職期間もあつて減額したかたちで出さなければならない。国の方としては、期末手当いわば今は期末勤勉手当という手当てを署pクイント同じように臨時職員にも払っておりますけども、期末手当しか出さないよというところですね、相当数、国に倣うというか、その方針に倣うとですね、臨職に不利益が出てしまうとゆう部分が、やはり大きな点として賃金面として、大きな点としてありました。その部分でどのように改善というか制度構築をしていくかということですね、十分悩んだ部分ですね、ということがありました。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） ということは、国の方向性というのは、うちの方とずれがあつて、それが手当の面で、国よりも若干うちのほうが多く出してると、極端な言い方をすれば、もっと分かりやすくすれば、多く出してると。出してたんでしょ。そうすると、多分、国の指導を無視するわけではないけども、結果的に無視するようなかたちをとる。とらざるを得ないわけだ。八雲町としては。そうすると、国からのペナルティとか指導とか、そういうのはあるものなんだろうか。その辺どうゆうふう到我々解釈したらいいんだろうか。

○総務課長補佐（相木英典君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 補佐。

○総務課長補佐（相木英典君） 国の方の指導、ペナルティというご質問ですけども、当然国の方では、道を通じて指導はあるかと思えます。国の方針と違う部分につきましては、合理的な説明をしなさいという部分は求めてくるというふうに思えます。それについては、うちの方としてはきちんとそれに対応するような、国に説明をですね、求めていきたいというふうに思っております。それと、ペナルティにつきましては、現状についてはどのようなペナルティがあるかどうかということは分かりませんが、近年その制度構築においてですね、国がペナルティを科す財政的なものとかですね、その他のものでペナルティを科すという部分はですね、聞いておりませんので、ペナルティというものは現状ではないものと思っております。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） ということは、12 月中にこれを整理したいというんだけど、現状のままよりも手当等々を低くは支給できないわけだね。町としてはさ。今まで例えば 100 出していたものがさ、70 や 80 になることには私はならないと思う。だから 12 月で町としてどのような方向でいこうとしてるのか。条例等々が出てきても、ある程度国の方向性を勘案しながら町としては進めていかなければならないと思うんです。んだけど手当の種類等も、国の方向性を一応聞いたふりして、ある程度今の現状のままで支給するという方向で、ほぼ固まってるんでしょ。極端なその金額の差異というのは感じられないと思うんですけども、その辺どういう方向でいこうとしてるのか、それだけ聞けば。

○総務課長補佐（相木英典君） 委員長。総務課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） 補佐。

○総務課長補佐（相木英典君） この度の制度構築にあたりまして、私たちといたしまして、最も重要視しましたことはですね、現在の臨時職員の方が不利益が出ないようにという部分で、いろいろなことを考えました。当然生活が臨時職員の方もかかっているわけですから、賃金を著しく下げてしまうということは、やはりその職員の生活を脅かすということにもなりますので、現状の国の方針というのはありますけども、現状の臨時職員の生活を守ろうとゆうことを重要視して、制度構築をしましたというところであります。

○委員（田中 裕君） そうだね。はい、分かりました。

○総務課長（三澤 聡君） はい。

○委員長（三澤公雄君） はい。課長。

○総務課長（三澤 聡君） すいません。

先ほどの手当の部分がありましたけども、国の制度設計で期末手当ということなんですけども、この国自体も会計年度任用職員制度を構築するにあたって、全国の実態調査をしているというふうに思います。あとうちの方も出してるんですけども、渡島管内見てみても、手当てを出しているところというのは少ないんですよ、現状として。うちはもうこのように出しているということで、逆に言えば国の制度として期末手当は職員相当に出しなさいよとゆう制度というふうに私の方で解釈しています。それで、勤勉手当については、この前の別の会議にもあったんですけども、今後状況を見て制度構築を考えていくと、検討していくというような国の姿勢がありますので、ある意味それを見たときに、我々のやっていることは間違えじゃないなとゆうふうに思っておりますので、国の今後この制度が始まって、いろいろまた調査ものはくると思いますけども、そうゆうスタンスでですね、我々も国の方に答えていきたいなというふうに思っております。現状としては、今の制度を現状維持するという考え方で今回の制度を作っているということでご理解いただきたいと思います。

○委員（田中 裕君） はい。いいですよ。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

○委員（牧野 仁君） ちょっと一点。

手当の部分で今課長からお話がありましたけども、この度改正で非常勤の報酬及び費用弁償の費用弁償の中で、通勤手当に要する費用と書いてあるんですが、例えば合併して熊石と八雲、広範囲で距離もありますよね。熊石の方に通勤するとなると相当な通勤手当が発生

すると思うんですけども、町としてはその上限みたいなものはあるんでしょうか。全額支給と、見ると書いてあるんですけども。その辺どういうふうになっているんでしょうか。

○総務課長補佐（相木英典君） はい。総務課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） はい。補佐。

○総務課長補佐（相木英典君） この非常勤、会計年度任用職員のですね、通勤手当の構築につきましては、常勤職員、私たちみたいな一般職員と同じような通勤手当の支給を考えております。ですから熊石から八雲に通勤する、八雲から熊石に通勤するというのであればですね、大体3万円とかの通勤手当がこの非常勤職員の方にもですね、支給されるということになります。

○委員（牧野 仁君） はい。わかりました。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） 民間でね、今どうゆうことが起きているかということ、人手不足という社会になってるわけだね。それでうちの方で毎年何人か採用するんだけども、途中でやめるという割合というのかな、それどれくらい途中で職員を辞めるという人方はいるんでしょうね。その辺どうゆうふうに、現状でいいから。例えばさ、極端な言い方をすれば、10人雇ったよと、4月1日に。それで1年間経ったよと。それで何人くらい残ってるの。

○総務課長（三澤 聡君） 臨時ですか。

○委員（田中 裕君） 正職員。

○総務課長（三澤 聡君） 正職員か。

○総務課長補佐（相木英典君） はい。総務課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） はい。補佐。

○総務課長補佐（相木英典君） 現状、雇用した職員が、100%いるという状況ではありません。やはり離職している職員も数名おりますけれども、やはり年齢層的には20代の若い職員が離職しているというようなかたちであります。私たち若いころはですね、もう勤めたら最後までという気持ちなんですけども、今の若い方はですね、次のステップアップということですね、辞めていく方は数名おります。毎年ではありませんけれども、数名おります。

○委員（田中 裕君） 民間採用ってありますよね。うちの場合は何十歳くらいまで民間採用しているんだろうか。

○総務課長補佐（相木英典君） はい。総務課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） はい。補佐。

○総務課長補佐（相木英典君） 試験のですね、募集要項ではですね、40歳以下の方を主に募集しているとゆうような状況であります。

○委員（田中 裕君） 40歳以下ね。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。なければ私から。

最初この説明資料見たときにさ、すごく不信感を持ったんだよね。わかりづらい書き方から。今までと何が変わったとか、変わってないのか、すごく分かりづらく書かれてたんですけど、田中委員の質問とかほかの委員の質問で、大体浮き彫りになったんですよ。おっしゃってたように、これまでの八雲町独自の労使間で築き上げたものは守っていく方向で

作ったんだと。そういうことが分かる提案説明の方がいいなと思ったんだけど、暗にそれを表に出さないような、委員会の議論で明らかになるのはいいんだけど、そういう意味で作ってるの？だってこれすごく不親切だもん。

○総務課長補佐（相木英典君） はい。総務課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） はい。補佐。

○総務課長補佐（相木英典君） すみません。これは私が資料を作らせていただきました。私たちは議員の皆さんに何を隠し立てするだとか、そういうものは一切ございません。単純にこれが見づらいということであればですね、私の能力不足でありますので、今後についてきちっと皆様方にですね、理解いただくような資料作りをさせていただきたいと思います。

○総務課長（三澤 聡君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 今おっしゃられている部分というのは、委員会の中ではお話しできるんですけども、それを言葉にするととなるとやはり。

○委員長（三澤公雄君） 例えばね、この1つの表もさ、現行はこうだけど、改正してこうなりますよとすれば、変わっているところと変わっていないところ分かるなとかさ、そういうふうに思ったりするし、一番ここで質疑出なかったけども、任期、会計年度っていうやつが、会計年度っていったら4月から3月だよ。でも八雲以外の普通国が言っている臨時職員とかパートというのは11か月間の雇用でなんかそういうのがあるんでしょ。1か月休んで云々って。それで更新していくというのが、八雲はそれを乗り越えている時期があったというふうに、知識ちょっとあれだけさ、そう思ったから。そういうところも国の求めていることと違うんじゃないのかなとかさ。僕等議員だけじゃなくて、今ユーチューブ発信もあるから、僕らの後ろに町民もいるから、町民なんか何が違って何が変わっていないんだということは、やっぱり資料としては分かる方が親切かなとは思ったんですけども、変に国を刺激という言葉はよくないかもしれないけど、地方には地方のやり方があるから、地方分権一括法でさ、それは保証されてると思うんだけど、何か意味があつてこういう分かりづらいものを作ったのかなと思ったので、質問したんだけど、変えられるのであれば僕はより今の質疑が本会議でも、ほかの委員から出ないようなかたちで、一目瞭然なここでの議論を活かして作り替えることはできないのかなと思ったんですけども、どんなもんですかね、皆さん。

○総務課長（三澤 聡君） 委員長。総務課長。

○委員長（三澤公雄君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 実は、今回の12月第4回定例会での概要説明です、この同じかたちの説明をもう作ってあるんですけども、申し訳ございません。ちょっと今ですね、そこを差し替えるのはちょっと難しいんですけども、その提案説明の中ででもですね。

○委員長（三澤公雄君） 例えば補佐が二度ほど強調したね、これまでの不利益にならないようなというような説明なんか前段の説明で入ると、不必要な質疑が出ないのかなと思ってるんですけども。せつかく委員で浮き彫りにして明らかになったところだと思うので、資料が変えられないのであれば、提案説明でその部分を加えられるのなら。

○委員（横田喜世志君） その部分で少しいですか。

○委員長（三澤公雄君） はい。どうぞ。

○委員（横田喜世志君） 今まで臨時採用で、例えば3年とか5年の採用をしてたわけですよ。それが今回の会計年度になると、一年ずつですよ。そうするとさっきもおっしゃってたんですけども、6月の手当、例えば4月から採用で2か月しかない。そしたら6月に影響が出るわけですよ。ところが今までの臨時だとずっと雇用してるわけだから、要は最初の年の6月には影響があるかもしれないけど、その次の年の6月とかには影響ないわけですよ。その部分は要は会計年度にしても、そこを加味したという判断でいいのかな。

○総務課長補佐（相木英典君） はい。総務課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） はい。補佐。

○総務課長補佐（相木英典君） 今の手当の在職期間のお話ですけれども、新制度が始まりますので、施行からの令和2年4月1日からの在職期間という部分ではありますけれども、附則においてですね、前回の期間を会計年度任用職員として在籍したとみなして手当を支給するというふうにしております。

○委員長（三澤公雄君） だから、そういうことも含めての、これまでの制度を維持するという説明だったんだと思うんだけど、現行を深く理解している人と、表面しか分からない人にとっては、何が変わったのかも分からないし、利益不利益もなかったの。

○総務課長（三澤 聡君） 委員長。総務課長。

○委員長（三澤公雄君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 先ほど言われました、提案説明ですね、言われましたことを含めて工夫してですね、考えていきたいと思っております。

○委員長（三澤公雄君） その方が委員会としては値がある。

○総務課長（三澤 聡君） 全国に発信されるので、なかなかちょっと気を遣う部分はありますけども。

○委員（田中 裕君） 提案説明されてもほとんど分からないと思うよ。私も含めて。

○総務課長（三澤 聡君） よろしく願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） いや、皆様のいろんな発言のおかげでよく分かりました。いいですか。

○総務課長（三澤 聡君） はい。

○委員長（三澤公雄君） じゃあ、終わります。ありがとうございました。

◎ 協議事項

○委員長（三澤公雄君） それでは、報告事項が終わりましたので、協議事項に移ります。

まず1番目から、行政視察報告書案、手元にあります。目を通してもらいましてですね、事務局の方からお願いします。

○議会事務局次長（成田真介君） 8月21日、22日に実施されました、行政視察調査報告書案について別紙のとおりでございますが、最後の方に委員会所管ということで委員長に書いていただいたものをまとめたものでございます。これについてご審議いただきたいと思っております。

○委員長（三澤公雄君） ちょっと砕けた表現かもしれませんが、会話調というか、なるべく難しい言葉は使わないで、いろいろ所感だとかいろいろな説明を作ったつもりな

んですけどもね、それで気になる点なんかありましたら。また改めて指摘してもらってもいいもんね。今この場じゃなくてもね。

○議会事務局次長（成田真介君）　そうですね。あと1回常任委員会もありますので。

○委員長（三澤公雄君）　案として皆さんにお渡ししますので、視察に行かれていない方もですね、意味が分からないだともうちょっと行った先のことが分かる表現はこうじゃないかだとも含めてで構いませんので。

○議会事務局次長（成田真介君）　次回の11日の常任委員会で最終決定し、最終日に報告と。

○委員長（三澤公雄君）　はい。そうゆう段取りで。定例会中に常任委員会がありますので。

○委員（田中　裕君）　これでいいんじゃない。

○委員（田中　裕君）　いって。あまり二度手間かけることしなくても。

○委員（宮本雅晴君）　これでOK。

○委員長（三澤公雄君）　大半の委員はそうおっしゃってますけども。それでは②所管事務継続調査の中間報告書案について、これもお手元でございますが、次長。

○議会事務局次長（成田真介君）　委員会の所管事務継続調査報告書でございますけども、この度委員の任期が4年になったことを受けて、報告書も任期が終了する時点での報告となっておりますが、一応前期ということで2年を一区切りに中間報告書とゆうかたちで提出することになりました。この報告書案について、別紙のとおり、まとめの方を委員長に書いていただき、それをまとめたものでございますけども、これについてご審議いただきたいと思えます。

○委員長（三澤公雄君）　これも先ほどの部分と重なりますけども、目を通りいただいて、そして新しい委員の方もですね、継続になってますから、これから調査項目として挑んでいくにあたっての中間報告としてのご指摘なんかも受け付けますので、次回には承認いただくかたちになりますから、それまで時間がありますので、目を通した中でいろいろご意見を持っていただければと思います。ほかになれば。どうですか。

○委員（田中　裕君）　終わろう。

○委員長（三澤公雄君）　はい。お目通しの上、ぜひ次回までよろしく願いいたします。

本日はこれで終わります。ありがとうございました。

[閉会　午前11時43分]